

平成二十一年内閣府・財務省・農林水産省令第一号

米穀等の産地情報の伝達に関する命令

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第四項、第四条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、米穀等の産地情報の伝達に関する命令を次のように定める。

（原材料である米穀の産地が明らかでない指定米穀等の産地）

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の主務省令で定める指定米穀等は、次の各号に掲げるものとし、同項の主務省令で定める事項はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないもの（以下この条において「特定輸入指定米穀等」という。） 当該特定輸入指定米穀等の原産地

二 特定輸入指定米穀等を原材料とする指定米穀等 当該特定輸入指定米穀等の原産地

（米穀事業者間における産地情報の伝達方法）

第二条 米穀事業者は、自ら生産又は輸入をした指定米穀等について法第四条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により産地を伝達する場合（次項に定める場合を除く。）は、その生産又は輸入の状況に基づいて適切に産地を伝達しなければならない。

2 米穀事業者は、他の米穀事業者から譲り受けた指定米穀等（これを原材料とする指定米穀等を含む。）について法第四条第一項の規定により産地を伝達する場合は、譲受けの相手方から伝達された産地の情報に基づいて適切に産地を伝達しなければならない。

3 法第四条第一項の規定による産地の伝達は、指定米穀等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものにその産地（米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの（以下この項において「米飯類」という。）を含む）を調理その他の飲食料品にあつては、当該米飯類の産地に限る。以下同じ。）を表示する方法により行うものとする。

4 前項の規定による産地の表示については、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成二十一年財務省令・農林水産省令第一号）第二条第三項各号に定めるところにより行うものとする。

5 米穀事業者は、指定米穀等の譲渡しの相手方の米穀事業者が当該指定米穀等について法第四条第一項又は第八条第一項の規定により正確な産地を伝達することができるよう、当該譲渡しの相手方の米穀事業者から求めがあつた場合には、必要な範囲において、当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割合その他の必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

（一般消費者に対する産地情報の伝達方法）

第三条 法第八条第一項の規定による産地の伝達は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 指定米穀等の包装又は容器の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法

二 店舗その他の指定米穀等の販売又は提供をする場所にあるメニュー、冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものにその産地を明瞭に表示する方法

三 店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目につきやすい場所におけるその産地を明瞭に表示する方法

四 通信販売（不特定かつ多数の者に指定米穀等の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて行う指定米穀等の販売をいう。）を行う場合において、広告（当該指定米穀等の販売の条件について広告するものに限る。）の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法

2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、法第八条第一項の規定による産地の伝達について準用する。

（産地の情報を一般消費者が知ることができるようになる措置等）  
第四条 法第八条第二項の主務省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の産地の情報を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

<p>インターネットを利用して当該指定米穀等の産地の情報を公衆の閲覧に供すること。</p>	<p>当該指定米穀等の産地の情報に係るホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページを閲覧することにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。</p>
<p>従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、店頭において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。</p>	<p>店頭における問合せにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。</p>
<p>従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、一般消費者向けの相談窓口の連絡先及び当該相談窓口にて当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。</p>	<p>当該指定米穀等の産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。</p>

（一般消費者に対する産地情報の伝達の適用除外）

第五条 法第八条第三項の主務省令で定める要件は、指定米穀等の提供の事業を行っていることとする。

2 法第八条第三項の主務省令で定める指定米穀等は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第一条第五号に掲げるもの以外の指定米穀等とする。

（身分を示す証明書の様式）

第六条 法第十条第一項の立入検査（法第十一条第一項第一号に規定するものに限る。）をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

2 米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

附則

この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二四日内閣府・財務省・農林水産省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第二号）

（施行期日）  
第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式（第6条関係）

表

第 号	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 第10条第2項の立入検査をする職員の身分証明書		
	官 職	年 月 日生	
	氏 名	年 月 日発行	
写 真	発行者名		

裏

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第10条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第11条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該

- 1 -

各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第9条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（第4条、第8条又は第9条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（前号に掲げるものを除く。）に関する事項 農林水産大臣

2～10 （略）

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第8項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

2 発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官、財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、農林水産大臣、地方農政局長又は都道府県知事とする。

- 2 -